

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、継続企業として収益を拡大し企業価値を高めるために、経営管理体制を整備し、経営の効率と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、事業活動を通じた社会への貢献並びに、株主様、お客様、お取引先並びに従業員といった当社グループに關係する各位の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これを踏まえ、経営管理体制の整備に当たっては事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報公開を行ってまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヒーズ	3,010,000	25.07
株式会社TSUTAYA	2,030,000	16.91
清水 大輔	294,000	2.45
清水 秀雄	266,000	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	178,300	1.48
トップカルチャー従業員持株会	169,212	1.41
株式会社北越銀行	164,000	1.37
株式会社本間組	102,000	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	84,900	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	82,900	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岸本 裕之	他の会社の出身者			○		○			○	
富岡 裕嗣	公認会計士								○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
岸本 裕之		取締役 岸本裕之氏は、株式会社TSUTAYAの執行役員FC本部北信越カンパニーカンパニー長であります。同社は当社の大株主であるほか、当社は同社との間で、CD・DVD等のレンタル、書籍販売、並びにCD・DVD及びゲームの販売、リサイクル売買について各店毎にフランチャイズ契約を締結しており、ロイヤリティとして一定率を支払っております。	当社が加盟するFC本部の経営者として、豊富な知識・経験等を当社の経営にいかしていたきたいため。
富岡 裕嗣	○	独立役員に指定しております。	公認会計士としての専門知識と幅広い視野を経営上の監督機能に反映させるため。また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先の出身者等に該当せず、東京証券取引所が定める独立要件を全て充足した、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない独立性の高い者であると判断したことから独立役員に指定いたしました。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと四半期に1回以上会合を開催し、会計監査のほか業務監査に関する事項まで幅広く意見交換を行なっております。また、常勤監査役は、随時必要に応じて会計監査人に意見を求め、監査にあたっております。なお、平成26年10月期における会計監査人の監査報酬につきましては、公認会計士法第2条第1項の規定する業務に基づく監査証明に係る報酬は27百万円であります。

常勤監査役は、内部監査が監査実施毎に提出する報告書を都度閲覧し、必要に応じて意見交換、実地見聞を実施し助言等を行っております。内部監査は、活動の基本方針を、諸法令、諸規程及び諸マニュアルへの準拠性を高め、業務上の過誤による不測の事態の発生を防止するとともに、業務の改善と経営効率の向上に資することとし、当社の業務運営及び出納管理等の実態調査及び改善指導を行っております。各監査役は、常勤監査役を通じてこれらの情報を共有し、適宜協議を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山田 剛志	弁護士				○				○	
永野 勇	その他								○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山田 剛志		——	弁護士としての幅広い知識と高い見識に基づく助言を得、当社の監査機能の強化を図るため。
永野 勇		——	司法書士としての専門的な知識・経験等から法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点により、監督機能の強化を図るため。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬制度の株価連動性を高め、株価上昇及び業績向上への意欲を一層高めることを目的として、株主総会での承認を得て、「株式報酬型ストックオプション(行使価額を1円に設定した新株予約権)」を導入いたしております。本ストックオプションは、中長期の株主価値連動型報酬としての性格を明確にするため、割当てを受けた取締役は退任または退職した翌日から5年間に限って権利行使するものとし、原則として取締役在任期間中は権利行使ができません。なお、当社は、役員報酬体系の見直し、役員退職慰労金制度を廃止いたしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、前述の「株式報酬型ストックオプション」のほか、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員に対し、業績向上に対する意欲やモチベーションの高揚を目的としてストックオプションを導入いたしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年10月期における役員報酬総額は、取締役9名に対し年間報酬総額169百万円(うち社外取締役2名、5百万円)であります。なお、期末現在の取締役は10名ですが、無報酬の取締役が1名おります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬規程に基づき、経営環境や他社水準、従業員給与との均衡を考慮の上、各取締役の職位や経営能力、功績などに応じ、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内にて、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の補佐は、取締役会事務局である管理部を中心に各部室が連携して行っております。取締役会において十分な審議・議論を行うために事前に情報共有が必要な事項について適宜報告するとともに、求めに応じて社内情報の収集に当たります。また、非常勤の社外監査役の補佐は、常勤監査役を中心として内部監査、総務課が連携して行っております。社外監査役は、管理部からの取締役会開催に先立つ事前報告のほか、常勤監査役の社内重要会議への出席、社内重要文書の閲覧、及び内部監査の報告書閲覧等を通じて情報収集を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、株主・投資家等から信頼を確保していく上で、社外取締役の選任と監査役会等との連携によるコーポレート・ガバナンスの枠組みを採用しております。以下の機関により、取締役による合理的かつ効率的な意思決定と迅速な業務執行を行っております。さらには、監査役、内部監査室、会計監査の連携を図ることで適正な監督および監視を可能とする経営体制を整備し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める体制を構築しております。

<取締役会>

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則月1回開催しております。経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。

<経営会議・幹部会議>

常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が出席する経営会議(月1回)及び幹部会議(週1回)を開催し、経営上の重要事項に対する十分な議論と迅速な意思決定を行う体制をとっております。経営会議は、取締役会決議事項及び報告事項の事前審議を行い、幹部会議は、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。

<監査役会・監査役監査>

監査役及び監査役会を設置しております。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則月1回開催しております。監査役は、業務及び会計について、諸法令への準拠性のほか、常勤監査役を中心に内部監査と連携して実態調査を行い、経営の合理性も含め、監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧を行い、専門知識と幅広い視野や豊かな経験に基づいて経営上の意思決定のチェック機能を果たしております。

<内部監査>

社長直属組織として内部監査室を設置しております。内部監査は、活動の基本方針を、諸法令、諸規程及び諸マニュアルへの準拠性を高め、業務上の過誤による不測の事態の発生を防止するとともに、業務の改善と経営効率の向上に資することとし、当社の業務運営及び出納管理等の実態調査及び改善指導を行っております。

<会計監査>

会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。会計監査人の監査報告会には、監査役及び内部監査室が出席して直接報告を受けるとともに、意見を述べるなどの連携を図っております。

□平成26年10月期における業務を執行した公認会計士の氏名等

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 白井 正 (継続監査年数5年)

指定有限責任社員 業務執行社員 若松 大輔 (継続監査年数3年)

監査補助者の構成 公認会計士4名、その他5名

□監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項の規定する業務に基づく監査証明に係る報酬 27百万円

□監査報酬の決定方針

監査報酬の決定にあたっては、監査公認会計士と監査計画、必要監査時間等を協議の上、合理的な見積りに基づき決定しております。

【監査役機能強化に係る取組み状況】

当該取組み状況につきましては、「2経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の

【監査役関係】に記載のとおりであります。

【社外取締役に関する事項】

当社は社外取締役を2名選任しております。社外取締役 富岡裕嗣氏は公認会計士として専門的な知識と見識を有しており、的確な助言機能および客観的な立場による経営監督機能を果たしております。社外取締役 岸本裕之氏は当社大株主である株式会社TSUTAYAの執行役員FC本部北信越カンパニーカンパニー長であり、ステークホルダーの視点から当社の経営判断に関し、助言をいただいております。また、当社は同社との間でフランチャイズ契約を締結しており、フランチャイザーとの協力関係を強化することにより、競争力の向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境の変化に対応した機動的かつ柔軟な運営が可能な組織構成を目指しており、監査役会を設置するとともに、社外取締役を選任しております。業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮できる体制であると判断しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が10月であり、株主総会は年間を通しての開催集中時期と異なる時期に開催いたしております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回以上、社長が業績及び今後の事業戦略について説明するアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報を「 <a href="http://www.topculture.co.jp/company/index_ir.html">http://www.topculture.co.jp/company/index_ir.html</a> 」に掲載しております。決算情報のほか、月次営業概況、決算情報以外の開示資料、決算説明会資料、年次事業報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員及びIR事務連絡責任者は情報取扱責任者である取締役管理部長が行っており、IR担当部署は管理部総務課が行っております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、継続して積極的なIR活動に取組み、株主様を始めとするステークホルダーの皆様への情報開示を行ってまいります。情報開示においては、当社グループの財政状態及び経営成績について定量的な情報の迅速かつ正確な開示に加え、経営実態をよりの確に把握するための定性的な情報開示の充実に取り組んでまいります。また、当社ホームページ上における開示情報の充実を図ることにより、公正な情報開示に努めてまいります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、継続企業として成長を果たし、社会における責務を果たすため、経営の効率性並びに客観性及び透明性を確保し、より良い企業統治の実現に取り組んでまいります。内部統制システムの整備に当たっては、相互牽制を適正に機能させる体制構築とこれを支える社内外への積極的な情報開示の推進を最重要項目として、取り組んでいく方針であります。内部統制システムの整備に向けた具体的方針は以下のとおりであります。

<1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

- (1)代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2)管理部においてコンプライアンスに関する取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い、更なる徹底を図る。
- (3)当社の取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
- (4)内部監査部署は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役及び監査役に報告するものとする。
- (5)取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として、常時、社外取締役が在籍するようにする。

<2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する項目>

- (1)文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。
- (2)取締役及び監査役は、文書保存規程に基づき常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

<3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制>

- (1)各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに責任者となる取締役を定めるものとする。
- (2)組織横断的リスクの監視並びに対応は、管理部が行うものとする。

<4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- (1)取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
- (2)目標達成に向け、業務担当取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (3)月次の業績は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化され、担当取締役及び取締役会に報告する。
- (4)取締役会は、定期的にその結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
- (5)上記(4)の結果に基づき、各担当取締役は、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

<5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

- (1)当社取締役ならびに子会社の代表取締役社長は、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンスならびにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
- (2)子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。
- (3)子会社の代表取締役社長は、当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。

<6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項>

- (1)監査役を補助する組織を総務課とする。
- (2)監査役は、管理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (3)監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。

<7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制>

- (1)取締役または使用人は、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。
- (2)監査役は、取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。

<8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

- (1)監査役と代表取締役社長は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために、定期的に会合を持ち意見交換することとしている。
- (2)監査役は内部監査部署、管理部及び監査法人と相互に連携し、監査の実効性確保を図るものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わらず、不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした対応を行うことを基本方針としております。また、社内に対応統括部署を設け、警察、弁護士、顧問等との連絡を密にして、情報交換、指導、支援が受けられるよう連携体制を整えるとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、社内に向けて対応方法等の周知を図っております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

<コーポレート・ガバナンス体制図>

